

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類

(吸収分割に関する事前備置書類)

2026 年 4 月 13 日

株式会社ティア

株式会社ティアネクスト

2026年4月13日

吸収分割に係る事前開示事項  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

愛知県名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1  
株式会社ティア  
代表取締役社長 富安 徳久

株式会社ティア（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ティアネクスト（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026年4月13日付で吸収分割契約を締結し、2026年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社が利用権限を有する不動産事業及び相続サポート事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下の通りです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）  
別紙1の吸収分割契約書の通りです。  
なお、本吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割に該当するため、吸収分割会社において株主総会の承認を要しません。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項について定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）  
本吸収分割は完全親子会社間の分割であり、分割対価の交付はありません。
3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）  
該当事項はありません。
4. 会社法第758条第5号及び6号に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）  
該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日（2026 年 4 月 1 日）における貸借対照表

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日（2026 年 4 月 1 日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日（2026 年 4 月 1 日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割会社の 2026 年 4 月 1 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、また、本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

したがって、本吸収分割後における吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、吸収分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたしました。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社は、2026 年 4 月 1 日に設立され、設立後に決算期が到来していないため、確定した最終事業年度はありません。

以上より、本吸収分割後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたしました。

8. 吸収合併契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号）  
吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社ティア（以下「甲」という。）と株式会社ティアネクスト（以下「乙」という。）は、会社法その他関係法令の定めに基づき、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割の目的）

甲は、自社の不動産事業および相続サポート事業を乙に承継させ、グループ経営体制の強化、業務効率の向上、意思決定の迅速化を図ることを目的として、本契約を締結する。

### 第2条（吸収分割の方式）

本吸収分割は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする会社法に基づく吸収分割の方式により行うものとする。

### 第3条（承継させる権利義務の内容）

乙は、本吸収分割の効力発生日において、甲の不動産事業および相続サポート事業にかかる業務に関して、当該事業に属する一切の資産、負債、契約その他の権利義務（当該事業に従事する従業員に関する労働契約を含む）を承継する。ただし、登記を要する不動産については、別紙「承継対象不動産一覧」に記載されたものおよび本契約締結日以後効力発生日の前日までに取得した不動産を承継する。なお、本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

### 第4条（対価）

乙は、甲に対し、本吸収分割に伴う対価を一切交付しない（無対価とする）。

### 第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2026年7月1日とする。

### 第6条（承認機関）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割および同法第796条第1項の定める略式分割の規定により、甲および乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第7条（契約の変更および解除）

本契約の内容を変更し、または解除する必要がある場合は、甲乙双方が協議のうえ書面により合意するものとする。

第8条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠実に解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2026年4月13日

【甲】

株式会社ティア

所在地：愛知県名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1

代表取締役 富安 徳久



【乙】

株式会社ティアネクスト

所在地：愛知県名古屋市北区金城三丁目4番2号

代表取締役 山崎 勝広



<別紙>

承継対象不動産一覧

土 地			
所在	地番	地目	地積
豊明市沓掛町荒井	17 番 2	宅地	132.76 m <sup>2</sup>
名古屋市西区貝田町一丁目	91 番 2	宅地	99.00 m <sup>2</sup>
名古屋市南区松下町一丁目	11 番	宅地	13669.75 m <sup>2</sup>
名古屋市中川区好本町二丁目	41 番	宅地	604.95 m <sup>2</sup>
名古屋市中川区好本町一丁目	94 番	宅地	399.99 m <sup>2</sup>
名古屋市中村区日比津二丁目	75 番	宅地	233.98 m <sup>2</sup>
名古屋市中村区日比津二丁目	75 番 1	宅地	115.70 m <sup>2</sup>
名古屋市中村区日比津二丁目	76 番	宅地	198.47 m <sup>2</sup>
名古屋市南区曾池町四丁目	51 番 5	宅地	104.13 m <sup>2</sup>
名古屋市南区曾池町四丁目	52 番 1	雑種地	59 m <sup>2</sup>
海部郡大治町大字西條字諏訪	71 番	田	847 m <sup>2</sup>
名古屋市天白区久方二丁目	39 番 14	宅地	86.12 m <sup>2</sup>
名古屋市天白区久方二丁目	39 番 8	公衆用道路	91 m <sup>2</sup>
名古屋市緑区鳴海町字文木	30 番 2	宅地	198.34 m <sup>2</sup>
名古屋市緑区鳴海町字文木	30 番 3	宅地	59.50 m <sup>2</sup>
名古屋市港区港楽三丁目	1008 番	宅地	124.16 m <sup>2</sup>
名古屋市南区柵下二丁目	74 番	宅地	114.04 m <sup>2</sup>
春日井市高森台三丁目	9 番 2	宅地	327.00 m <sup>2</sup>
名古屋市西区稻生町四丁目	47 番 2	宅地	103.99 m <sup>2</sup>
名古屋市天白区大根町	209 番	宅地	106.19 m <sup>2</sup>
名古屋市天白区大根町	210 番 2	宅地	4.21 m <sup>2</sup>
名古屋市南区鳴浜町六丁目	1 番 7	宅地	72.49 m <sup>2</sup>

建 物				
所在	家屋番号	種類	構造	床面積
名古屋市南区松下町一丁目 11 番地 1	松下町一丁目 11 番 1 の 1	駐車場	鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建	2571.43 m <sup>2</sup>
名古屋市南区松下町一丁目 11 番地 1	松下町一丁目 11 番 1 の 1 3 1	居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建	2 階部分 68.41 m <sup>2</sup>
名古屋市南区松下町一丁目 11 番地 1	松下町一丁目 11 番 1 の 116	ポンプ室	鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建	地下 1 階部分 351.32 m <sup>2</sup>
名古屋市南区松下町一丁目 11 番地 1	11 番 1 の 360	集会所・管理室	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	1 階 248.37 m <sup>2</sup> 2 階 322.70 m <sup>2</sup>
名古屋市中川区好本町二丁目 41 番地 中川区好本町一丁目 94 番地	好本町二丁目 41 番の 15	居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 8 階建	4 階部分 57.74 m <sup>2</sup>

以上



## 別紙2

## 吸収分割継承会社の成立の日における貸借対照表

## 貸借対照表

2026年4月1日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30	流動負債	—
現金及び預金	30	固定負債	—
固定資産	—		
		負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	30
		資本金	30
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
資産合計	30	負債・純資産合計	30

以上